



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
2 月 4 日 (火)
号 外
第 2 号

目 次

規 則

○私立学校関係法施行細則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第 1 号

私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 7 年 2 月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

私立学校関係法施行細則の一部を改正する規則

私立学校関係法施行細則（昭和31年栃木県規則第45号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（学校の設置、廃止等の申請） 第 2 条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 4 条の規定により知事の認可を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1）～（6） 略 （7）高等学校における<u>通信制の課程の設置</u>についての認可の申請 <u>通信制の課程の設置認可申請書</u> 別記様式第 6 号 （8）高等学校における<u>通信制の課程の廃止</u>についての認可の申請 <u>通信制の課程の廃止認可申請書</u> 別記様式第 7 号 （9）・（10）略 2 前項第 1 号の申請は、学校を<u>設置</u>しようとする日の属する年度の前年度の10月31日までにしなければならない。 （栃木県私立学校審議会の委員の定数） 第 7 条 私立学校法第 9 条第 1 項の規定により知事が定める栃木県私立学校審議会の委員の定数は、14人とする。 （収益事業の種類の決定及び公告） 第10条 私立学校法第19条第 2 項の事項の種類は、栃木県告示で定める。 （寄附行為の認可申請） 第11条 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第 12号）第 3 条第 5 項の規定による学校法人寄附行	（学校の設置、廃止等の申請） 第 2 条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 4 条の規定により知事の認可を受けようとする場合の申請書の様式は、次_____に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1）～（6） 略 （7）高等学校における<u>通信教育の開設</u>_____についての認可の申請 <u>通信教育の開設認可申請書</u> _____ 別記様式第 6 号 （8）高等学校における<u>通信教育</u>_____の廃止についての認可の申請 <u>通信教育の廃止認可申請書</u> _____ 別記様式第 7 号 （9）・（10）略 2 前項第 1 号の申請は、学校を<u>開設</u>しようとする日の属する年度の前年度の10月31日までにしなければならない。 （栃木県私立学校審議会の委員の定数） 第 7 条 私立学校法第10条第 1 項の規定により知事が定める栃木県私立学校審議会の委員の定数は、14人とする。 （収益事業の種類の決定及び公告） 第10条 私立学校法第26条第 2 項の事項の種類は、栃木県告示で定める。 （寄附行為の認可申請） 第11条 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第 12号）第 2 条第 5 項の規定による学校法人寄附行

為の認可申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにしなければならない。

(1) 略

(2) 既に 学校が開設されている場合 学校法人を設立しようとする日の3月前

2 略

(寄附行為の補充請求書)

第12条 私立学校法第25条第1項の規定により、利害関係人が知事に提出する寄附行為の補充についての請求書の様式は、別記様式第26号とする。

(一時理事の職務を行うべき者の選任請求書)

第12条の2 私立学校法第34条第2項の規定により、利害関係人が知事に提出する一時理事の職務を行うべき者の選任についての請求書の様式は、別記様式第26号の2とする。

(一時監事の職務を行うべき者の選任請求書)

第12条の3 私立学校法第50条第2項の規定により、利害関係人が知事に提出する一時監事の職務を行うべき者の選任についての請求書の様式は、別記様式第26号の3とする。

(一時評議員の職務を行うべき者の選任請求書)

第12条の4 私立学校法第65条第2項の規定により、利害関係人が知事に提出する一時評議員の職務を行うべき者の選任についての請求書の様式は、別記様式第26号の4とする。

(寄附行為変更の認可申請)

第13条 私立学校法施行規則第44条第1項に規定する学校法人寄附行為の変更の認可申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までにしなければならない。

(1) 当該学校法人が新たに学校を開設しようとする場合 当該学校を開設しようとする年度の前年度の10月31日

(2) 当該学校法人が開設している学校を廃止しようとする場合 当該学校を廃止しようとする日の6月前

(3) 前2号以外の場合 当該学校法人の寄附行為を変更しようとする日の3月前

2 略

(寄附行為変更の届出)

第13条の2 私立学校法第108条第5項の規定により学校法人が知事に提出する学校法人寄附行為変更届出書の様式は、別記様式第27号の2とする。

(学校法人解散の認可申請)

為の認可申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までにしなければならない。

(1) 略

(2) すでに 学校が開設されている場合 学校法人を設立しようとする日の3月前

2 略

(寄附行為の補充請求書)

第12条 私立学校法第32条第1項の規定により、利害関係人が知事に提出する寄附行為の補充についての請求書の様式は、別記様式第26号とする。

(仮理事の選任請求書)

第12条の2 私立学校法第40条の4の規定により、利害関係人が知事に提出する仮理事の選任についての請求書の様式は、別記様式第26号の2とする。

(寄附行為変更の認可申請)

第13条 私立学校法施行規則第4条第1項に規定する学校法人寄附行為の変更の認可申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までになければならない。

(1) 当該学校法人が新たに学校を開設しようとする場合にあつては、当該学校を開設しようとする年度の前年度の10月31日、当該学校法人が開設している学校を廃止しようとする場合にあつては、当該学校を廃止しようとする日の6月前

(2) 前号以外の場合 当該学校法人の寄附行為を変更しようとする日の3月前

2 略

(寄附行為変更の届出)

第13条の2 私立学校法第45条第2項の規定により学校法人が知事に提出する学校法人寄附行為変更届出書の様式は、別記様式第27号の2とする。

(学校法人解散の認可申請)

第14条 私立学校法施行規則第47条に規定する学校法人の解散の認可申請は、当該学校法人が解散しようとする日の 6 月前までにしなければならない。

2 略

3 私立学校法第109条第 5 項の規定により清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第29号とする。

(清算人の選任申立書)

第14条の 2 私立学校法第112条第 2 項の規定により、利害関係人が知事に提出する清算人の選任についての申立書の様式は、別記様式第29号の 2 とする。

(合併の認可申請)

第15条 私立学校法施行規則第48条に規定する学校法人の合併の認可申請は、当該学校法人が合併しようとする日の 3 月前までにしなければならない。

2 略

(清算中に就職した清算人の届出書)

第16条 私立学校法第115条の規定により、清算中に就職した清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第31号とする。

(清算終了の届出書)

第17条 私立学校法第122条の規定により、清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第32号とする。

(学校法人及び準学校法人がそれぞれ準学校法人及び学校法人となろうとするときの認可申請)

第18条 私立学校法施行規則第57条の規定による学校法人及び準学校法人の組織変更の認可申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにしなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

(登記の届出書)

第19条 私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）第 6 条第 1 項の規定により、知事に提出する届出書の様式は、別記様式第34号とする。

(理事、監事、評議員又は会計監査人の就任及び退任の届出)

第19条の 2 私立学校法施行令第 6 条第 2 項の規定により、知事に提出する届出書の様式は、別記様式第35号とする。

第14条 私立学校法施行規則第 5 条に規定する学校法人の解散の認可申請は、当該学校法人が解散しようとする日の 6 月前までにしなければならない。

2 略

3 私立学校法第50条第 4 項の規定により清算人が知事に提出する届出書は、別記様式第29号とする。

(清算人の選任申立書)

第14条の 2 私立学校法第50条の 4 第 2 項の規定により、利害関係人が知事に提出する清算人の選任についての申立書の様式は、別記様式第29号の 2 とする。

(合併の認可申請)

第15条 私立学校法施行規則第 6 条に規定する学校法人の合併の認可申請は、当該学校法人が合併しようとする日の 3 月前

2 略

(清算中に就職した清算人の届出書)

第16条 私立学校法第50条の 7 の規定により、清算中に就職した清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第31号とする。

(清算終了の届出書)

第17条 私立学校法第50条の14の規定により、清算人が知事に提出する届出書の様式は、別記様式第32号とする。

(学校法人及び準学校法人がそれぞれ準学校法人及び学校法人となろうとするときの認可申請)

第18条 私立学校法施行規則第 9 条の規定による学校法人及び準学校法人の組織変更の認可申請は、次の各号に掲げる学校法人の区分に応じ当該各号に定める日までにしなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

(登記の届出書)

第19条 私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）第 2 条第 1 項の規定により、知事に提出する届出書の様式は、別記様式第34号とする。

(理事又は監事の就任及び退任等の届出)

第19条の 2 私立学校法施行令第 2 条第 2 項の規定により、知事に届け出ようとする場合の届出書の様式は、次の各号に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(私立専修学校、私立各種学校及び準学校法人への準用) 第20条 第2条第1項第1号から第3号まで、第3条第2号から第4号まで、第8号及び第9号並びに第4条の規定は、<u>私立専修学校に、第2条第1項第1号から第4号まで、第3条第1号から第4号まで、第8号及び第9号並びに第4条の規定は私立各種学校に、第10条、第11条第2項、第12条から第12条の4まで、第13条第2項、第13条の2、第14条第2項及び第3項、第14条の2、第15条第2項、第16条並びに第17条の規定は、準学校法人にそれぞれ準用する。</u>	(1) <u>理事又は監事が就任し、又は退任したときの届出 理事(監事)就任(退任)届 別記様式第35号</u> (2) <u>私立学校法第37条第2項の規定により他の理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなったとき、及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときの届出 理事長職務代理者就任(退任)届 別記様式第36号</u> (私立専修学校、私立各種学校及び準学校法人への準用) 第20条 第2条第1項第1号、第2号及び第3号、第3条第2号から第4号まで、第8号及び第9号並びに第4条の規定は、<u>私立専修学校に、第2条第1項第1号から第4号まで、第3条第1号から第4号まで、第8号及び第9号並びに第4条の規定は私立各種学校に、第10条、第11条第2項、第12条、第12条の2、第13条第2項、第13条の2、第14条第2項及び第3項、第14条の2、第15条第2項、第16条並びに第17条の規定は、準学校法人にそれぞれ準用する。</u>
---	--

別記様式第1号中「設置いたしたい」を「設置したい」に、「申請いたします」を「申請します」に改め、同様式備考第2号中「開設」を「設置」に改め、同様式備考第4号中「第38条第8項各号」を「第31条第1項第2号及び第3号」に改め、同様式備考第13号中「採用いたしたくお届けします」を「採用したく届け出ます」に改める。

別記様式第2号中「廃止いたしたい」を「廃止したい」に、「申請いたします」を「申請します」に改める。

別記様式第3号中「変更いたしたい」を「変更したい」に、「申請いたします」を「申請します」に改め、同様式備考第3号中「第38条第8項各号」を「第31条第1項第2号及び第3号」に改める。

別記様式第3号の2中「の変更をしたい」を「を変更したい」に、「申請いたします」を「申請します」に改める。

別記様式第4号中「設置いたしたい」を「設置したい」に、「申請いたします」を「申請します」に改める。

別記様式第5号中「の廃止をいたしたい」を「を廃止したい」に、「申請いたします」を「申請します」に改める。

別記様式第6号中「通信教育の開設認可申請書」を「通信制の課程の設置認可申請書」に、「通信教育の開設をいたしたい」を「通信制の課程を設置したい」に、「申請いたします」を「申請します」に改め、同様式備考第1号中「開設」を「設置」に改め、同様式備考第2号中「開設要項」を「設置要項」に、「通信教育開設要項」を「通信制の課程設置要項」に改め、同様式備考第3号中「通信教育」を「通信制の課程」に改め、同様式備考第9号及び第10号中「開設」を「設置」に改め、同様式備考第14号中「通信教育開設要項」を「通信制の課程設置要項」に改める。

別記様式第7号中「通信教育の廃止認可申請書」を「通信制の課程の廃止認可申請書」に、「通信教育の廃止をいたしたい」を「通信制の課程を廃止したい」に、「申請いたします」を「申請します」に改め、同様式備考第5号中「通信教育廃止要項」を「通信制の課程廃止要項」に改める。

別記様式第7号の2中「設置いたしたい」を「設置したい」に改める。

別記様式第7号の3中「廃止いたしたい」を「廃止したい」に、「申請いたします」を「申請します」に改める。

別記様式第7号の4中「変更いたしたい」を「変更したい」に改める。

別記様式第8号中「変更いたしたい」を「変更したい」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第 9 号から別記様式第 11 号までの規定中「変更をいたしたい」を「変更をしたい」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第 12 号中「変更いたしたい」を「変更したい」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第 13 号中「設置いたしたい」を「設置したい」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第 14 号中「廃止いたしたい」を「廃止したい」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第 15 号及び別記様式第 16 号中「変更いたしたい」を「変更したい」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第 21 号中「採用したから」を「採用したので」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第 25 号中「第 30 条」を「第 23 条」に、「認可されたく」を「認可されるよう」に、「申請いたします」を「申請します」に改め、同様式備考第 9 号を次のように改める。

9 理事、監事及び評議員にあつては就任承諾書及び履歴書、会計監査人にあつては就任承諾書

別記様式第 25 号備考第 11 号を次のように改める。

11 理事が私立学校法第 31 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 項及び第 7 項の規定に該当しないことを誓約する書類

別記様式第 25 号備考中第 16 号を第 19 号とし、第 12 号から第 15 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 11 号の次に次の 3 号を加える。

12 監事が私立学校法第 46 条の規定に該当しないことを誓約する書類

13 評議員が私立学校法第 62 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に該当しないことを誓約する書類

14 会計監査人が私立学校法第 81 条第 3 項各号の規定に該当しないことを誓約する書類

別記様式第 26 号中「死亡しました」を「死亡した」に、「第 32 条」を「第 25 条」に、「請求いたします」を「請求します」に改める。

別記様式第 26 号の 2 中「仮理事選任請求書」を「一時理事の職務を行うべき者に係る選任請求書」に、「の仮理事に」を「の一時理事の職務を行うべき者として」に、「第 40 条の 4」を「第 34 条第 2 項」に、「請求いたします」を「請求します」に改め、同様式備考第 3 号中「第 38 条第 8 項各号」を「第 31 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 項及び第 7 項」に改め、同様式の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第 26 号の 3 (第 12 条の 3 関係)

一時監事の職務を行うべき者に係る選任請求書

年 月 日

栃木県知事

様

利害関係人の住所

氏 名

学校法人〇〇〇〇の一時監事の職務を行うべき者として次の者を選任されたく、私立学校法第 50 条第 2 項の規定により関係書類を添えて請求します。

住 所

氏 名

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 請求の理由書
- 2 学校法人との関係を記載した書類
- 3 就任承諾書、履歴書及び私立学校法第 46 条に該当しない者であることを誓約する書類

別記様式第26号の4 (第12条の4関係)

一時評議員の職務を行うべき者に係る選任請求書

年 月 日

栃木県知事

様

利害関係人の住所

氏 名

学校法人〇〇〇〇の一時評議員の職務を行うべき者として次の者を選任されたく、私立学校法第65条第2項の規定により関係書類を添えて請求します。

住 所

氏 名

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 請求の理由書
- 2 学校法人との関係を記載した書類
- 3 就任承諾書、履歴書及び私立学校法第62条第1項、第2項及び第4項に該当しない者であることを誓約する書類

別記様式第27号中「第45条第1項」を「第108条第3項」に、「認可されたいので」を「認可されるよう」に、「申請いたします」を「申請します」に改める。

別記様式第27号の2中「第45条第2項」を「第108条第5項」に改め、同様式備考第2号中「第42条」を「第108条第2項」に改める。

別記様式第28号中「第50条第2項」を「第109条第3項」に、「解散いたしたいので認可されたく」を「解散いたしたいので認可されるよう」に、「申請いたします」を「申請します」に改め、同様式備考第2号を次のように改める。

- 2 私立学校法第109条第1項第1号又は寄附行為所定の手続を経たことを証する書類（評議員会の意見聴取又は決議を経たことを証する書類を含む。）

別記様式第28号備考第6号中「昭和」を削る。

別記様式第29号中「第50条第4項」を「第109条第5項」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第29号の2中「第50条の4第2項」を「第112条第2項」に改め、同様式備考第3号中「第38条第8号各号」を「第31条第1項第2号及び第3号」に改める。

別記様式第30号中「第52条第2項」を「第126条第3項」に、「合併いたしたいので許可されたく」を「合併いたしたいので認可されるよう」に、「申請いたします」を「申請します」に改め、同様式備考第2号中「第52条第1項」を「第126条第1項及び第2項」に改め、同様式備考第3号中「第55条」を「第129条」に改め、同様式備考第7号中「第2条第2項第1号」を「第3条第2項第1号」に改め、同様式備考第8号中「第2条第1項第5号」を「第3条第1項第5号から第8号まで」に、「同号イ」を「同項第5号イ、同項第6号イ、同項第7号イ及び同項第8号イ」に、「役員」を「理事、監事、評議員又は会計監査人」に改め、同様式備考第11号中「昭和」を削る。

別記様式第31号中「第50条の7」を「第115条」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第32号中「第50条の14」を「第122条」に、「終了しました」を「終了した」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第32号の2中「第14条第2項」を「第14条第4項」に改め、「お届けいたします」を「提出します」に改める。

別記様式第32号の3中「変更しました」を「変更した」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第33号中「第64条第6項」を「第152条第7項」に、「変更いたしたいので認可されたく」を「変更いたしたいので認可されるよう」に、「申請いたします」を「申請します」に改め、同様式備考第3号を次のように改める。

- 3 私立学校法第108条第1項及び第2項に規定する手続及び寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

別記様式第33号備考第4号中「第2条第1項第5号」を「第3条第1項第5号から第8号まで」に改め、同様式備考第9号中「昭和」を削る。

別記様式第34号中「登記をしました」を「登記をした」に、「第2条第2項」を「第6条第1項」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改める。

別記様式第35号中「理事（監事）就任（退任）届」を「理事（監事・評議員・会計監査人）就任（退任）届」に、「（監事）を変更しました」を「（監事・評議員・会計監査人）を変更した」に、「第2条第2項」を「第6条第2項」に、「お届けいたします」を「届け出ます」に改め、同様式備考を次のように改める。

備 考

関係書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 寄附行為所定の手続（評議員会の意見聴取が必要な場合はその手続を含む。）を経たことを証する書類
- 2 理事、監事及び評議員にあつては就任承諾書及び履歴書、会計監査人にあつては就任承諾書
- 3 理事が私立学校法第31条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定に該当しないことを誓約する書類（理事の就任の届出の場合）
- 4 監事が私立学校法第46条の規定に該当しないことを誓約する書類（監事の就任の届出の場合）
- 5 評議員が私立学校法第62条第1項、第2項及び第4項の規定に該当しないことを誓約する書類（評議員の就任の届出の場合）
- 6 会計監査人が私立学校法第81条第3項各号に該当しないことを誓約する書類（会計監査人の就任の届出の場合）

別記様式第36号を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(文書学事課)